

# **国と地方のシステムWG (所有者不明森林への対応)**

**令和3年11月**

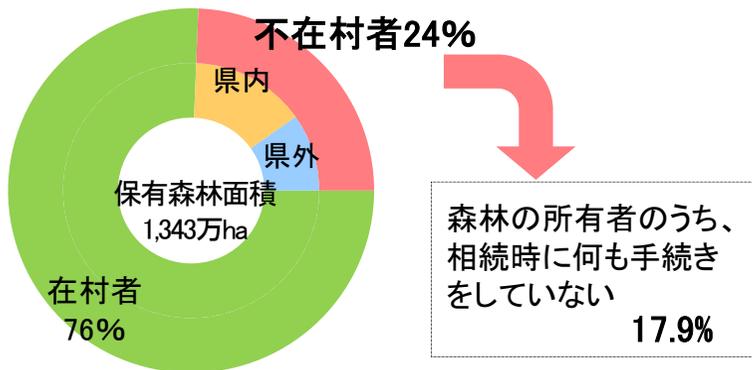
**林野庁**

# 所有者不明森林への対応状況について

- 我が国の森林においては、不在村化や世代交代等により、所有者の把握が困難な森林が発生することで森林整備の推進に支障が生じる状況が発生してきている。
- これまで、森林法を累次改正し、森林所有者の正確な把握や所有者不明森林への対応を推進。令和元年度からは、森林経営管理法を創設し、市町村が所有者の意向を確認（意向調査）した上で、経営管理の委託を受け、森林整備を実施できるようにするとともに、所有者が不明な場合における特例措置を制度化。

## ○我が国の森林を取り巻く課題

- 森林所有者の4分の1は地域に不在  
(不在村者保有の森林面積の割合)



資料：農林水産省「農林業センサス」  
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）  
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。  
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

- 所有者が不明な森林がある  
(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	<b>28.2%</b>	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）  
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

## ○所有者不明森林への対応

### 森林の土地所有者届出制度 (平成24年4月～)

- 新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。

☞年間約3万件の届出(令和元年度)

### 林地台帳 (平成31年4月～)

- 林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番ごとに整理した林地台帳を、登記簿情報を基に市町村で整備し、林業事業者等へ情報提供。

☞令和元年度から民有林が所在する全ての市町村(1,614)で運用開始  
☞令和2年6月より固定資産課税台帳情報を市町村で内部利用が可能に

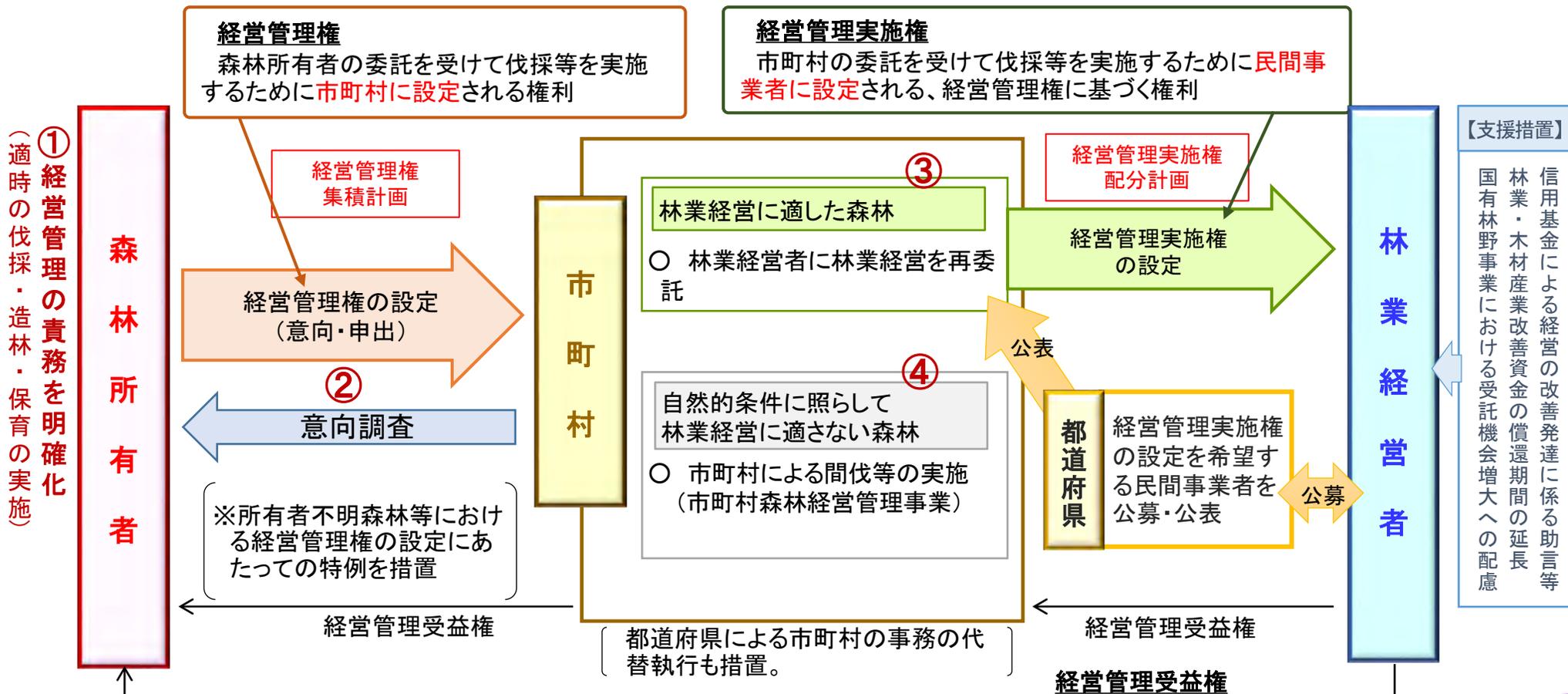
### 森林経営管理制度 (平成31年4月～)

- 森林所有者の意向を確認し、所有者自らが経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受ける仕組みを創設。
- 森林所有者の一部又は全部の所在が不明な場合、探索・公告等の一定の手続きを経て、市町村が経営管理の委託を受けることが可能。

☞令和2年度末までに、市町村の約8割で森林経営管理制度に係る取組を実施  
市町村の約5割において約40万haの意向調査を実施  
☞令和2年度に51の市町村が所有者探索に取り組む

# 森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
  - ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が意向調査を実施し、森林の経営管理の委託を受け
  - ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
  - ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施
- ※ 所有者が不明な場合にも特例を措置

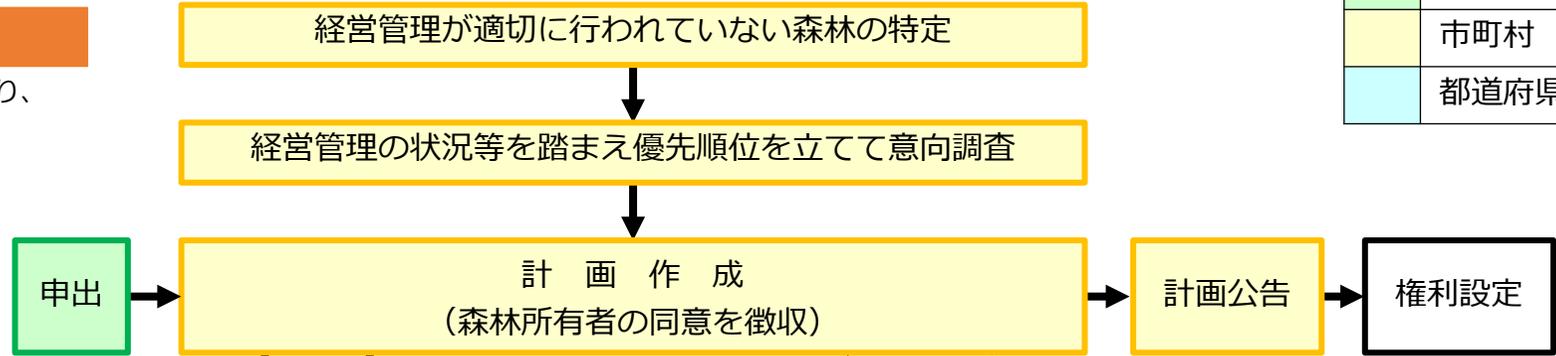


# 所有者不明森林等に係る特例措置

	森林所有者
	市町村
	都道府県

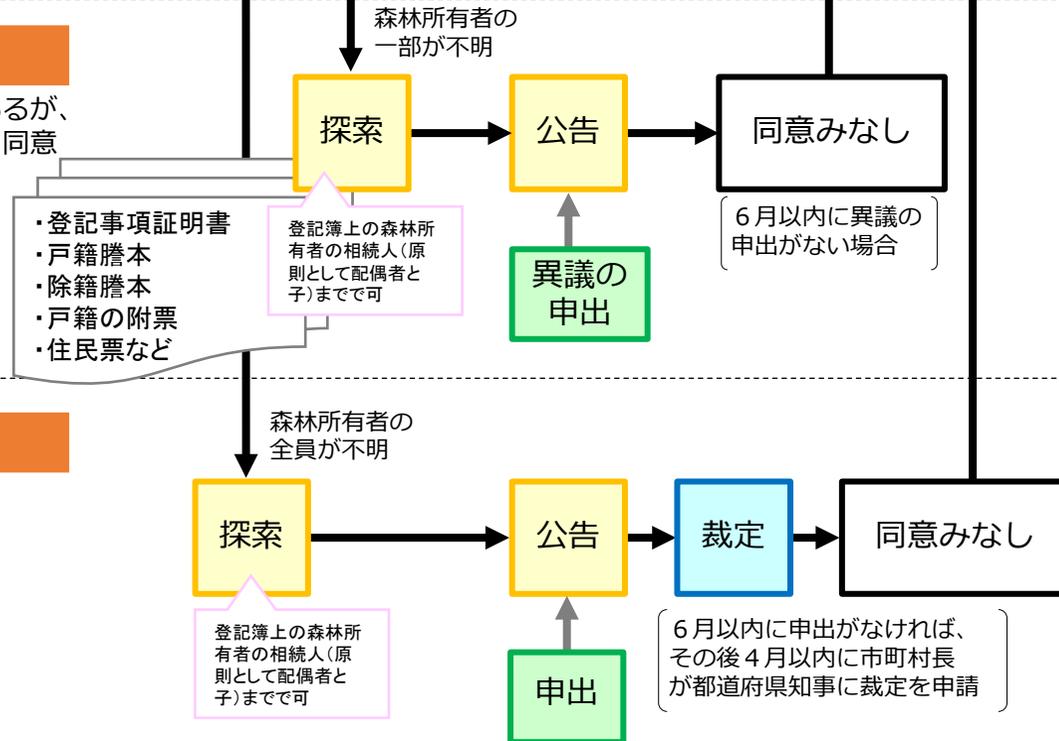
## 原則

森林所有者全員が知れており、  
全員が計画作成に同意



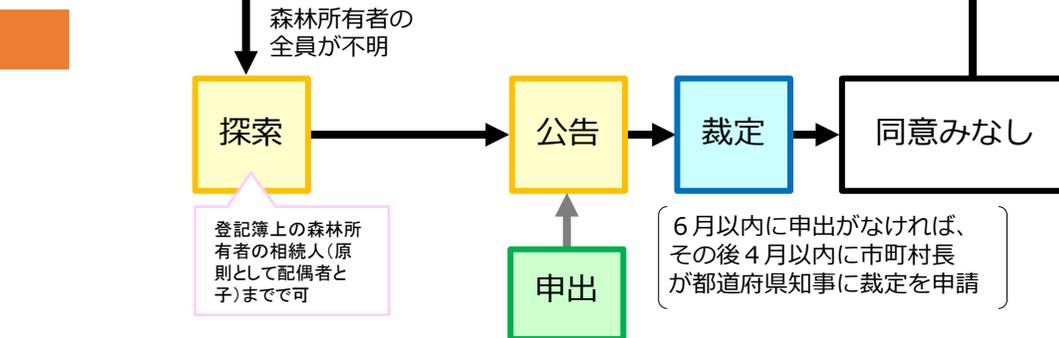
## 共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、  
知っている全員が計画作成に同意



## 所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明



## 【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
  - ・ 共有者不明森林 → いつでも取消申出可
  - ・ 所有者不明森林 → 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
  - ① 民間事業者の承諾を得たまたは、
  - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

# 森林経営管理制度の取組状況と今後の取組

- 令和2年度には、私有林人工林のある市町村の約8割で意向調査の準備も含め森林経営管理制度に係る取組を実施。さらに、市町村の約5割において約40万haの意向調査を実施するなど、経営管理の集積・集約化の取組が促進。また、所有者（共有者）不明森林に係る特例措置に関し、51市町村では探索の取組も実施。
- 令和10年度の集積・集約化目標の達成に向けて、地域林政アドバイザーや民間事業者の活用などにより、市町村の体制強化等を推進。

## ◇森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況



約8割で制度に係る取組を実施



■集積・集約化の取組に係る準備 ■意向調査等を実施

- 注：1）表記している令和2年度実績については速報値。  
2）（ ）内は私有林人工林がある市町村数（1,592）に対する割合。  
3）「意向調査等を実施」には申出を含む。

## ◇所有者（共有者）不明森林に係る特例措置の状況

- 令和2年度は、所有者（共有者）不明森林について、51市町村において所在が不明であった森林所有者の探索を実施。
- 鳥取県若桜町では、経営管理権集積計画が策定済みの森林に接する斜面上部の森林において、共有者不明森林の特例措置を活用。  
令和3年3月から6か月公告を行い、異議の申し出がなかったことから、計画を公告し、経営管理権を設定。



## <市町村の体制強化等に向けた取組の推進>

- 地域林政アドバイザー制度等の活用促進  
(活用実績：H29:36市町村→ R2:149市町村)  
⇒ アドバイザー養成研修の実施、技術者情報の収集・提供
- 複数市町村による連携等の取組を横展開  
⇒ 取組事例集を充実し、ニーズに応じた情報を提供

- 民間事業者の活用促進  
⇒ 委託先としての民間事業者の参入事例の収集・共有
- 所有者不明の特例措置の活用に向けた取組  
⇒ 探索のノウハウや工程等の知見を調査・整理し、提供。  
法律の専門家も交え、特例措置活用のガイドラインを作成。